

返戻金制度に関する事項

当法人の紹介により就職した入職者が入職後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責めに基づく解雇により退職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

返還金額算定方法	
入職後1ヶ月以内に退職した場合	紹介手数料 × 100%
入職後1ヶ月超 3 ヶ月以内に退職した場合	紹介手数料 × 50%
入職後 3 ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合	紹介手数料 × 20%

【留意事項】

退職に至った理由が、入職前に提示された労働条件と入職後の労働条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人者側の都合による解雇等、明らかに求人者の責である場合は、返還金の対象外となります。

返還金額については、求人者との契約により別の定めをする場合があります。

社会医療法人財団 石心会
許可番号: 14 -ユ- 301757